



Title	民法入門 (平成18年度)
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learningobject
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	07.pdf (第7回レジュメ)



[Instructions for use](#)

契約から発生する義務 (その4)

《組織型契約をめぐる諸問題》

16 組織型契約の意義とその存在理由

a 組織型契約の意義 - 組織型契約とは、何か? -

組織型契約のイメージ：法人（公益法人、営利法人、NPO、中間法人）、組合。

組織の種類と法源（＝法律上の根拠（規定））、そして、具体例

(1) 営利法人（会社法）：株式会社等（新しい会社法が5月1日施行）

(2) 公益法人（民法33条以下）：財団法人、社団法人。

(3) NPO 法と中間法人（中間法人法）：ボランティア、消費者団体、同窓会等。

* 現在、一般法人法の立法準備中。

(4) 組合（民法667条以下）：たとえば2 - 3人で屋台をはじめ。

* 組合は「法人」ではない。「組合」を選ぶか、「会社」を選ぶかは自由。

b 組織型契約の存在意義 - 組織型契約は、何故、必要か? -

組織の活動面

(1) 組織が他者と結ぶ契約：売買、賃貸借、消費貸借、役務提供型契約等。

* この局面では、わざわざ組織型契約について法律が規定を設ける必要なし。

(2) 契約を結ぶか否かの意思決定：誰とどのような契約を結んで活動するか。

* 組織型契約の存在理由・その1：意思決定機構の整備と明確化。ただし、これは副次的理由（＝意思決定機構は当事者で決めておけばよいはず）。

組織の財産面 - 固有財産の必要性：組織型契約の存在理由・その2 -

(3) 組織と契約を結ぶ相手方が注目する点：組織の財産。

(4) 組織固有の財産とは：固有の財産と言えるための要件。

事業のための、各構成員の財産とは「分別された」財産：別のお財布。

法的に「分別された」ということの意味：構成員個人に対する債権者が組織の財産には手が出せない、ということ（最も重要な理由）。

法的に「分別」を実現する法技術：法人（別人格）と組合（合有）。

* 目的は同じだが、用いられるロジックの違い。

17 法技術・その1 - 法人 -

a 財産面における法人のイメージ - 構成員とは別の「人」の財産 -

別人格を想定することの意味：別の人格を仕立てることで、財産を完全に分離。

* 意思決定は機関（取締役、取締役会、理事、理事会等）が行う。

法人と構成員との関係：一種の契約関係。

b 法人制度の利点と不都合

利点：独自の財産であることの明確化（法人の存在・財産は公示する）。

不都合：法人法定主義の功罪（現在、克服されつつある）。

18 法技術・その1 - 組合 -

a 財産面における組合のイメージ - 構成員（組合員）による特殊な共同所有 -

通常共同所有（共有）とその特徴：共同購入、共同相続等。

（1）共有持分の処分可能性：たとえば自分の持分を売ることができる。

（2）共有物そのものの分割可能性：分けてもらう（分割方法は256条以下）。

特殊な共同所有（合有、総有）とその特徴：一体的活用のため、分割を認めず。

（1）持分という観念とその処分可能性：利益配当の割合を決めるため、持分は測定されるが、持分は処分できず（組合員の交代：他の組合員の承諾必要）。

（2）共有物そのものの分割可能性と脱退：脱退は可能、ただし、お金で清算。

b 組合契約の利点と不都合：簡易な制度だが、分別の仕方が不十分。

* 労働組合等は、法律上、法人格が与えられており、「組合」でなく、「法人」。

19 附・財産の分別を目的としたもう一つの制度 - 信託 -

a 信託（法）の本来的な目的：専門家等への財産管理の委託（たとえば遺言で）。

b 制度（= 仕組み）の概要：受託者の財産だが、受託者の個人財産からは「分別」。

c 附・信託の現代的展開：商取引への応用。

20 まとめ・これらの制度の共通点：専用財産を作ること。